

北海道情報大学学位規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに北海道情報大学（以下「本学」という。）学則第14条第2項及び本学大学院学則第29条第2項の規定に基づき、本学において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

総合情報学部 学士（総合情報学）

医療情報学部 学士（医療情報学）

情報メディア学部 学士（情報メディア学）

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

総合情報学研究科 修士（総合情報学）

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則第6条に規定する各学期末に本学の大学院修士課程を修了した者に授与する。

(学位論文)

第5条 大学院の学生は、修士論文又は特定課題研究（以下「学位論文等」という。）を学長に提出するものとする。

(学位論文等審査の手続)

第6条 大学院の学生が学位論文等の審査を願い出るときは、別に定める期日までに、学位論文等審査願に学位論文等とその内容の要旨を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(提出する学位論文等)

第7条 学位論文等は、1編3通とし、自著であることを要する。ただし、参考として他の自著又は共著の論文等を添付することができる。

2 学位論文等の審査のため必要があるときは、学位論文等の訳本、学位論文等の内容に関連のある模型又は標本その他参考となる資料を提出させることができる。

(学位論文等の返還)

第8条 受理した学位論文等は、返還しない。

(学位論文等の受理及び審査の付託)

第9条 研究科長は、第6条の学位論文等審査願を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員)

第10条 研究科委員会は、前条により学位論文等の審査及び最終試験を付託されたときは、研究科の教員の中から3人以上の者（以下「審査委員」という。）を選定し、当該審査を委嘱するものとする。

2 研究科委員会は、必要と認めるときは、当該学位論文等に関係のある講義担当教員を前項の

委員に加えることができる。

- 3 研究科委員会は、必要があると認めたときは、前項以外の教員又は他の大学の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

第11条 前条第1項の最終試験は、学位論文等の審査に合格した者に対し、当該学位論文等を中心として、これに関連のある授業科目について、筆記又は口述によって行うものとする。

(審査期間)

第12条 第6条の規定に基づき提出された学位論文等の審査は、原則として当該学位論文等審査願を提出した学生が在学すべき所定の期間内に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第13条 審査委員は、学位論文等の審査及び最終試験を終了したときは、その結果に学位を授与できるか否かの意見を付して、文書により研究科委員会に報告するものとする。

(学位授与の議決)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づき修士の学位授与の可否の認定について審議し、議決するものとする。

- 2 研究科長は、前項の議決の結果を文書により学長に報告するものとする。

(学位記の授与)

第15条 学長は、第3条の規定に基づき、学士の学位を授与すべき者には学位記を授与する。

- 2 学長は、前条第2項の結果に基づき、修士の学位を授与すべき者には学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位の名称)

第16条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「北海道情報大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第17条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士の学位にあっては学部教授会、修士の学位にあっては研究科委員会の議を経て、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別紙様式1及び様式2のとおりとする。

(雑 則)

第19条 この規則の実施に必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第20条 この規則の改廃は、学部教授会（大学院にあっては「研究科委員会」と読み替える。）の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年3月31日に在籍する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び平成25年4月1日以降に在籍者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学学位規則第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以降に在学者の属する年次に入学する者については、改正後の北海道情報大学奨学生規程等の一部を改正する規程（北情報大規第833号）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和7年12月25日から施行する。

別紙様式1 (第18条関係)

第 号

学 位 記

大学印

氏 名

年 月 日生

本学〇〇〇〇学部〇〇学科所定の
課程を修めて本学を卒業したことを
認め学士（〇〇〇〇）の学位を
授与する

元号 年 月 日

北海道情報大学長

○ ○ ○ ○ ○ 印

第 号

学 位 記

大学印

氏 名

年 月 日生

本学大学院総合情報学研究科総合情報学専攻の
修士課程を修了したので修士（総合情報学）の
学位を授与する

元号 年 月 日
北海道情報大学長

○ ○ ○ ○ ○

印